

入会金および会費規程

第1条〔趣 旨〕

この規程は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Bリーグ」という）定款第7条の規定に基づく入会金および会費に関する事項について定める。

第2条〔入会金及び会費〕

正会員の入会金および会費は、次のとおりとする。

- ① B1リーグ会員（以下「B1会員」という）

入会金	15,000,000円
年会費	10,000,000円
- ② B2リーグ会員（以下「B2会員」という）

入会金	7,500,000円
年会費	5,000,000円

第3条〔入会金及び会費の納入〕

(1) 入会金および会費は、Bリーグが発行する納付通知書により、次の期限までに納入しなければならない。

① 入会金

B1会員およびB2会員は、当該会員承認の日から1か月以内に入会金を納入しなければならない。

イ. B1会員は、初めてB1会員になったときに、当該会員承認の日から1ヶ月以内に、金1,500万円の入会金を納入しなければならない。

ロ. B2会員は、初めてB2会員になったときに（ただし、B1会員が降格によって初めてB2会員になった場合を除く）、当該会員承認の日から1ヶ月以内に、金750万円の入会金を納入しなければならない。

ハ. B2会員が昇格によって初めてB1会員になったときは、当該会員承認の日から1ヶ月以内に、B1会員とB2会員の入会金の差額である金750万円の入会金を納入しなければならない。

ニ. B2会員が下部リーグに降格後、昇格によりB2会員になったときは、入会金を納入することを要しない。

ホ. 下部リーグから昇格によって、初めてB2会員になったときは、当該会員承認から1か月以内に第2条に定めるB2会員の入会金を納入しなければならない。

② 会費

B 1 会員および B 2 会員は、シーズン毎に年会費を、当該シーズンの 9 月末までに納入しなければならない。

③ 入会金および会費は、B リーグ口座に払い込むものとする。

第 4 条〔改 廃〕

この規程の改廃は、社員総会の決議によらなければならない。

〔附 則〕

この規程は、公益認定を受けた日から施行する。

〔改 定〕

2016年 7 月13日